

学級経営・生徒指導

全ての児童生徒に対して

生徒指導の3つの機能を生かした日常的な指導・支援

○全ての児童生徒の成長を促すため、日々の授業や行事など、学校生活全体において、次の3点に留意し、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指しましょう。

自己存在感

○児童生徒一人一人のよさや興味・関心を生かした指導の工夫

共感的な人間関係

○児童生徒が互いの考えを交流し、互いのよさを学び合う場の工夫

自己決定

○課題の設定や学び方について自ら選択する場の工夫

集団指導と個別指導の充実

○学級経営においては、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用を生かした指導・支援に取り組みましょう。

集団を育てる

○互いに自分の考えを自由に伝え、認め合うことができる学級風土をつくとともに、学級内の人間関係とルールの両方をバランスよく確立しましょう。

相互作用

個を育てる

○相手を受容し共感的に理解しようとする姿勢で、教師が進んで児童生徒とコミュニケーションをとり、信頼関係を築きましょう。

人権教育

○児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応を心がけましょう。
○挨拶や丁寧な言葉遣いなど、児童生徒の模範となる言動を心がけましょう。

※詳細は「児童虐待から子どもたちを守るために（H31.2月 県教育委員会作成）」を参照。

情報モラル教育

○ネット上に個人情報や自画撮り写真等を載せたり、見知らぬ人とやりとりしたりすることが、犯罪の加害者・被害者になる恐れがあることを指導しましょう。
○寝不足、成績低下、友人トラブル等、ネットに依存することが心や身体、学力などに影響することを理解させましょう。

いじめの早期発見

○児童生徒の変容に早期に気付くため、日々の観察に加え、毎月行うアンケートや、生活ノート等の記録などを活用しましょう。
○児童生徒の感じる被害性に着目し、法律に基づくいじめの正確な認知を行いましょ。

※法律の定義では、「力の差」「継続性」「一方的」「意図的」「深刻」等の要素は全く含まれていません。

SOSの出し方教育

○「群馬県SOSの出し方教育プログラム」を活用するなど、SOSの出し方に関する教育を年1回実施しましょう。

※県こころの健康センターと連携して1時間の学級活動でできるプログラムを作成しました。

気になる児童生徒に対して

いじめの対応

○いじめが疑われる言動や行動を把握したときは、法に基づく適切な対応をしましょう。

- ・学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）
学校は、いじめが起きた場合の対処の手順等をあらかじめ方針に示しておき、教職員間の対応の温度差がないようにします。
- ・いじめ防止等の対策のための組織の設置（法第22条）
教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、直ちに全てこの組織に報告相談します。
- ・重大事態の発生と調査（法第28条）
次に掲げるいじめ事案の場合は、迅速に調査に着手します。
(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とします。）

不登校傾向児童生徒への対応

○欠席が目立ってからの支援ではなく「子供は少しくらいのことでは学校を休まない」ということを前提に、1日～2日の欠席、遅刻や早退についても、適切な支援を心がけましょう。

※詳細は「不登校児童生徒の自立へ向けて（H30.3月 県教育委員会作成）」を参照。

児童生徒のSOSへの対応

○表情やしぐさに少しでも変化や違和感を感じた場合は、本人に声をかけたり、家庭訪問や保護者への電話連絡をしたりしましょう。

特別支援教育

- 「個別の教育支援計画」を作成し、切れ目ない支援が行えるよう活用しましょう。
- 「個別の指導計画」を作成し、学習上または生活上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行いましょう。

特定の児童生徒に対して

SC=スクールカウンセラー
SSW=スクールソーシャルワーカー

学校内におけるチーム支援

- いじめや不登校等の問題については、本人や保護者の意見を踏まえ、SC・SSW等の専門家を交えてアセスメント（見立て）を行い、本人の心理的な状態や取り巻く環境を見極めながら、多角的・多面的な支援ができるようにしましょう。
- 担任一人で抱え込むことがないように、支援シート等を活用するなどにより、教職員同士で情報を共有しましょう。

※生徒指導部会、教育相談部会、いじめ防止等のための組織等で、具体的な支援等を考えます。

学校外の専門家との連携

- 学校だけでなく、児童相談所、警察、医療機関、市町村の保健福祉部局、適応指導教室、地域の民生委員等と連携して、よりよい解決策を練り上げましょう。
また、そのためのつなぎ役として、SC・SSWを活用しましょう。

保護者との連携

- 困難さを抱える児童生徒の保護者の気持ちに寄り添いながら、学校としての具体的な支援方法を示したり、対応経過をこまめに伝え合ったりして、保護者との信頼関係を構築しましょう。

豊かな人間性の育成